

山口県原子力安全顧問設置要綱

(目的)

第 1 条 上関原子力発電所に関し、知事意見に係る国の安全審査等の対応状況の評価・検証等を行うとともに、関係部局の総合調整を図るために設置される「上関原子力発電所の安全確保等に関する連絡調整会議」（以下「上関発電所連絡調整会議」という。）に対し、学識経験者の専門的・技術的な助言を得るため、山口県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 顧問は、知事からの求めに応じ、上関原子力発電所の安全性に関わる専門的・技術的事項について、必要な助言等を行う。

2 顧問は、上関発電所連絡調整会議会長の求めにより同会議に出席し、必要な助言等を行う。

(顧問の委嘱等)

第 3 条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は概ね 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第 4 条 顧問に関する庶務は、商工労働部商政課において処理する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 2 月 9 日から施行する。

● 山口県原子力安全顧問名簿

分野	氏名	職名
活断層・地質	奥村 晃史	広島大学大学院文学研究科教授
地震動・耐震	三浦 房紀	山口大学工学部長
運転保守	工藤 和彦	九州大学高等教育開発推進センター高等教育開発部特任教授
放射線管理、放射線影響・被ばく評価	神谷 研二	広島大学原爆放射線医科学研究所長
防災	鈴木 和彦	岡山大学大学院自然科学研究科教授